

平成 30 年 2 月 16 日

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長  
各市町村教育委員会教育長 様  
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局参事 (生徒指導・学校安全) 川 端 雄 一

「学校における危機管理の手引 (改訂 2 版) 追録」について (通知)

道内では、児童生徒が自らの裸を撮影して画像を送付する「自画撮り」や、学校内外における盗撮など、性的な画像を伴う事案が発生しており、学校として適切に対応することが求められています。

こうしたことから、同様の事案が発生した際に学校が迅速かつ的確に対応するため、「学校における危機管理の手引」(改訂 2 版)の追録として、別添のとおり「性的な画像が発見された場合の対応」を作成したので通知します。

については、次の点に留意し、学校における危機管理体制の充実や、教職員の危機管理意識の向上が図られるよう取組の推進をお願いします。

記

- 1 危機管理マニュアル等の点検、見直しなどに本資料を活用すること。
- 2 学校の安全管理や児童生徒等の安全確保に関する研修の際に活用すること。

(生徒指導・学校安全グループ)

## 追録 性的な画像が発見された場合の対応

A高校で、B子から「同級生のC子の裸の画像が生徒の間で出回っている。」との相談を受けて確認した結果、生徒DのスマートフォンからC子の裸の画像が発見された。

### 1 発生時の対応のポイント

#### 状況の把握

- ・教職員は、画像を所持している生徒から入手した経緯を聞き取るとともに、速やかに管理職に報告し、管理職は、関係教職員を招集して把握している情報を共有するなどして組織的に対応する。
- ・画像を所持している可能性がある生徒が複数いる場合には、速やかに関係生徒の聞き取りを行う。その場合、一斉に聞き取りを行うなど画像の拡散や隠匿を防止するための対策を講じる。
- ・他校の生徒が関与している場合には、速やかに当該学校に連絡し、連携して対応する。

#### 被害生徒のケア

- ・被害生徒に画像が流出した経緯を聞き取るとともに、被害者の意向を尊重して対応する姿勢を示すことで相談しやすい環境を整える。
- ・噂の流布など被害者の二次被害を防止するため、管理職を中心とした体制を整えて情報管理を徹底する。

#### 保護者への連絡

- ・早期の段階で保護者に連絡し、学校が把握している事実や今後の対応方針を伝える。
- ・画像の流出など被害を拡大させないため、速やかに、警察に相談することを被害生徒の保護者に促す。
- ・被害生徒の保護者が被害届を出す意向を示した場合には、学校として把握している情報を基に警察の捜査に協力することを保護者に伝えて理解を求める。

#### 画像等の保全

- ・画像がインターネット上で公開されている場合には、サイト名やURLを確認し、同画像をプリントアウトするなどしてその状況を把握するとともに、その情報に基づいてプロバイダ等に削除要請を行う。
- ・スマートフォン等に画像が保存されている場合には、生徒に対して安易に画像を削除するような指導は行わず、被害生徒やその保護者の意向を確認するまでの間、学校に一時預けるよう指導する。
- ・被害生徒の保護者が警察への相談を拒否した場合など、画像等を保全しておく必要がなくなった場合には、速やかに画像を削除するよう指導する。

#### 警察等との連携

- ・被害生徒の保護者が警察へ連絡することに理解を示した場合には、速やかに警察へ通報する。
- ・通報に当たっては、緊急時を除いて、地元の警察署に通報し、私服警察官の臨場を要請することで、生徒等を動揺させないようにする。
- ・警察と情報を共有しながら調査を行い、原因や動機などを明らかにすることで、生徒指導を効果的に行う。

#### 個別指導と全体指導

- ・画像を所持していた生徒に対して個別指導を行うとともに、再発防止のため、被害生徒が特定されないように配慮しながら全体指導を行う。また、指導に当たっては、SNS等を使って憶測による書き込みや噂が広まることのないよう配慮する。
- ・全体指導については、必要に応じて、関係機関が行うインターネット安全利用教室や非行防止教室等を活用して行うことを検討する。

#### 教育委員会（教育局）への報告

- ・被害の概要について速やかに報告し、対応策等について指導助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。
- ・被害生徒などが精神的な不調を訴えた場合には、必要に応じて、スクールカウンセラー等の派遣を要請するなど、早い段階から支援や助言を受ける。

### 2 今後の対応等のポイント

#### 情報モラル教育の充実

- ・ネットワーク上のルールや法律の内容を理解させ、違法な行為のもたらす問題について考えさせる。
- ・一度公開した情報は、複製されるなどして完全に削除することが困難であることなど、インターネットに潜む危険性について理解させ、個人情報を書き込んだり、教えたりしないよう指導する。

#### フィルタリングの促進

- ・生徒が使用する通信機器等にはフィルタリングの設定をすることや、安易に解除しないことについて、あらゆる機会を通じて保護者に対し、理解と協力を求める。

#### 家庭でのルールづくりの促進

- ・保護者に対し、家庭で話し合いながらインターネットの利用に関するルールづくりを行い、生徒の利用状況や発達段階に応じて、ルールの見直しを行うよう働きかける。

### 3 関係法令等

#### 【法令等】

- ・青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第6条（保護者の責務）、第13条（インターネットの適切な利用に関する教育の推進等）
- ・児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第7条各号（児童ポルノ所持、提供等）
- ・北海道迷惑行為防止条例第2条の2（卑わいな行為の禁止）

#### 【通知等】

- ・「児童生徒の性被害防止対策への協力について」（平成29年7月7日付け教生学第308号 学校教育局参事（生徒指導・学校安全）通知）

#### 【参考資料等】

- ・「情報化社会の新たな問題を考えるための教材～安全なインターネットの使い方を考える～指導の手引き」（文部科学省）
- ・情報モラル教育「実践ガイダンス」（国立教育政策研究所）  
<http://www.nier.go.jp/kaihatsu/jouhoumoral/>
- ・ネットトラブル未然防止のための総合ヘルプサイト掲載資料（北海道教育委員会）  
<https://webreport.pit-crew.co.jp/hokkaido/helpsite/>
- ・「青少年のためのインターネット安全利用教室・講座ガイド」（平成29年4月、北海道青少年有害情報対策実行委員会）